

7-2 出産される方へ（産後休暇から育児休業までの手続き）

[目次へ](#)
[提出書類様式](#)

◎ 全員が提出する書類【産後休暇】

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
服務	【産後休暇】 7休暇請求・申出・届出書	（１）出産日が記載された医師又は助産師の証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書（写し可） （２）就業に関し支障がない旨が明記された診断書	・出産の翌日から8週間の期間 ・様式は届出（請求・申出を二重線抹消） ・（２）は産後6週間を経過した女性職員が産後8週間を経過する日より前に就業を申し出た場合	1	／
給与	8産後休暇に伴う公立学校共済組合の掛金免除に関する報告書		・7を人事係へ提出する時期に合わせて厚生係へ提出 ・共済組合への産前産後休業中の掛金免除の申出は出産後に出産費・同付加金請求書により行う	1	／
共済	9-1 受取代理制度の場合 出産費・家族出産費同附加金請求書 （受取代理用）	（１）母子健康手帳の写し	・出産費・家族出産費同付加金請求書（受取代理用）と（１）は出産予定日まで2ヶ月以内になった日以降に提出する ・多胎出産の場合も提出は1部	1	／
	9-2 直接支払制度の場合 出産費・家族出産費同附加金請求書	（１）医療機関等と直接支払制度を利用する旨を合意した文書の写し （２）出産費用明細書の写し	・（２）は産科医療保障制度に加入している医療機関等での出産の場合は、証明する印があるもの（明細書に押印がない場合は押印のある領収書又は請求書の写しも添付する） ・多胎出産の場合は出産児一人につき1部ずつ提出	1	／
	9-3 直接支払制度を利用しない場合 出産費・家族出産費同附加金請求書	（１）医療機関等と直接支払制度を利用しない旨を合意した文書の写し （２）出産費用明細書の写し	・（１）は直接支払制度を利用しない旨を記載した出産費用明細書の写しでも可 ・（２）は産科医療保障制度に加入している医療機関等での出産の場合は、証明する印があるもの（明細書に押印がない場合は押印のある領収書又は請求書の写しも添付する） ・多胎出産の場合は出産児一人につき1部ずつ提出	1	／
互助	10出産手当金請求書		・子一人につき1枚 ・夫婦ともに組合員の場合は双方に支給される	1	／

◎ 全員が提出する書類【育児休業】

区分	書類名	添付書類	備 考	部数	提出期限
服務	11育児休業承認請求書	（１）請求にかかる子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（写し可）	・（１）は医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等 ・育児休業を始めようとする日の1か月前までに提出	1	／

区分	書類名	添付書類	備考	部数	提出期限
給与	1 2 扶養親族届	(1) 住民票の写し(世帯全員記載)又は母子手帳の写し(出生の証明欄が証明されているもの) (2) 請求者の前年分の所得証明書 (3) 配偶者の所得証明書	・女性職員が主たる扶養者の場合 ・15日以内に教職員課に必着 ・扶養親族の氏名にフリガナを記入 ・(2)(3)は第1子の場合 ※備考欄に「私が主たる扶養者であり、配偶者は扶養手当を受給しません」と記入する ※児童手当と同時に届け出る場合、住民票及び所得証明書の取得は1部のみで可。扶養手当にはコピーを添付し、児童手当には原本を添付する	1	/
児童手当	1 3 児童手当認定請求書(新規)	(1) 住民票の写し(世帯全員・続柄記載) (2) 請求者の前年分の所得証明書(児童手当用所得証明書)	・職員の個人番号(マイナンバー)が分かるものを提出時に持参する (※被扶養者分は所属所では確認しない) ・女性職員が主たる扶養者の場合 ・(2)は13の新規請求時のみ ・(3)は13の新規請求時に、受給者の所得証明書上に配偶者控除又は配偶者特別控除の記載がない場合	1	/
	1 4 児童手当額改定請求書・改定届(増額)	(3) 配偶者の所得証明書			/
所得税	1 5 扶養控除等(異動)申告書		・女性職員が被扶養者にする場合 ・必要事項を朱書で書き加える	1	/
共済	1 6 育児休業手当金請求書		・育児休業中の掛金免除を様式内で申し出る	1	/
	1 7 被扶養者認定申告書	(1) 組合員等個人番号報告書	・被扶養者を認定する場合 ・女性職員が主たる扶養者の場合	1	/
	1 8 共済組合償還猶予申出書			1	/
互助	1 9 互助組合償還猶予申出書			1	/
財形	2 0 - 1 財産形成貯蓄変更申込書(一般財形用)		・育児休業開始の1か月前の10日までに金融機関を経由して提出 ※各金融機関への提出は毎月10日〆(受付分まで)、翌月給与から適用	1	/
	2 0 - 2 財産形成住宅貯蓄変更申込書(住宅財形用)		・育児休業開始の1か月前の10日までに金融機関を経由して提出 ※各金融機関への提出は毎月10日〆(受付分まで)、翌月給与から適用	1	/
	2 0 - 3 財産形成年金貯蓄変更申込書(年金財形用)		・育児休業開始の1か月前の10日までに金融機関を経由して提出 ※各金融機関への提出は毎月10日〆(受付分まで)、翌月給与から適用	1	/